

## 福岡県建築都市部公共事業の新規事業採択評価審議委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県建築都市部公共事業の新規事業採択評価制度要綱第5条第2項の規定により、福岡県建築都市部新規事業採択評価審議委員会（以下「審議委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議委員会は、新規事業採択評価を実施する事業所管課から付議された評価案について調査、審議し、評価を決定する。

2 審議委員会は、その他新規事業採択評価に関し重要な事項について審議する。

### (組織)

第3条 審議委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員には、それぞれ別表に掲げる職にある者を充てる。

### (委員長等の職務)

第4条 委員長は委員会を招集し、委員会の議事を司る。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

3 委員長及び副委員長ともに事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議委員会は、議案に応じて随時開催するものとし、委員の二分の一以上の出席により成立する。

2 審議委員会の議事は、出席した委員の総意により決する。

3 委員長は、必要に応じ、出先機関の長その他議案に関係のある職員などの出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第6条 委員長は、必要に応じ、議案に関係する課の職員で委員長が指名するものによって構成する幹事会を開催し、あらかじめ当該議案について調査、審議させ、その結果を審議委員会に報告させることができる。

### (事務局等)

第7条 審議委員会の事務局は、建築都市総務課に置く。

2 第6条の規定により設置された幹事会の庶務は、当該議案を付議した課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成17年7月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

別 表

区 分	職 名
委員長	建築都市部長
副委員長	建築都市部技監
委 員	建築都市部次長（2名） 建築都市総務課長 契約室長 都市計画課長 建築指導課長 公園街路課長 下水道課長 住宅計画課長 県営住宅課長 営繕設備課長